

**福祉サービス第三者評価結果報告書**  
【児童福祉分野（保育所）】

## 【受審施設・事業所情報】

事業所名称	たちばな保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 吹田みどり福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	隅田 朋子 園長      山村 綾 主任保育士	
定員（利用人数）	111 名      （ 96 名 ）	
事業所所在地	〒 557-0051 大阪市西成区橘3-1-19	
電話番号	06 - 6661 - 5813	
F A X 番号	06 - 6661 - 5813	
ホームページアドレス	<a href="https://suitamidori-f.jp/publics/index/35/">https://suitamidori-f.jp/publics/index/35/</a>	
電子メールアドレス	<a href="mailto:tachibana@sun.ocn.ne.jp">tachibana@sun.ocn.ne.jp</a>	
事業開始年月日	平成30年4月1日	
職員・従業員数※	正規      15 名	非正規      8 名
専門職員※	保育士 17名、栄養士 2名、調理師 1名、事務員 1名、幼稚園教諭 2名	
施設・設備の概要※	[設備等] 保育室（0才児～5才児）、更衣室、医務室、調理室、園庭、屋上プール	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

## 【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

## 【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【 保育方針・保育目標 】

〈 保育方針 〉

一人一人の子どもを大切に  
ともにはぐくむ保育

〈 保育目標 〉

- ・ 考え工夫する子どもに
- ・ 心豊かな子どもに
- ・ 遊びを楽しめる子どもに

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

(1) 子どもたちが毎日笑顔で登園できるよう、温かい雰囲気を中心掛けています。保育士はもちろんのこと、栄養士、事務員、短時間職員も子どもや保護者に寄り添い、何気ない話ができるようコミュニケーションをとるようにしています。また、職員の入れ替わりが少ないことが保護者にとっては何より安心感があることだと思います。保育士が働き続けたいと思える職場、困ったことや悩みが話せる環境に力を入れているつもりです。今年度よりスマイルサポーターの看板を揚げ、保護者にも周知を行い「困ったときには保育園を思い出して」と伝えています。相談できる関係づくりが大切だと職員同士で共通認識をしています。今後、スマイルサポーター、コミュニティソーシャルワーカーの研修に順次参加させ、職員の専門性も更に上げていきたいと思っています。

(2) 各年齢に合わせた食育活動に毎月取り組んでいます。食材に触れる、野菜の皮むきや型抜きなど年齢ごとに行います。夏野菜、冬野菜の栽培も行っています。5歳児になるとお米研ぎや子どもたちが材料を買いに行き、カレー作りを行います。食べることは生きること。大人でも作ることを苦手とする人がいる中、体験したことがあれば「やったことがある」「つくってみよう」と思ってくれる筈だと期待しています。毎月の誕生会後に保護者に対して給食の試食会を行っています。誕生月は同じなので、毎年メニューが被らないように工夫しています。試食後のアンケートも取り、参考にしています。

(3) 異文化コミュニケーションの一つとして、ECC教室に4・5歳児は参加しています。ネイティブの先生に年16回お越しいただいて、一緒に楽しみながら英語に触れることで好奇心と意欲を引き出しています。

(4) 地域の子育て家庭にとって安心して気持ち良く利用できる場として園庭開放を月1回（第4水曜日）、体験保育も月1回（第2水曜日）行っています。体験保育は同年齢のクラスに入っただき、月ごとのテーマに沿った遊びを体験してもらっています。赤ちゃんの駅でもあります。小学校や中学校の職場体験も積極的に受け入れたり、地域のお年寄りとの交流会（明生倶楽部の方）を行ったりと地域とのつながりを大切にしています。

(5) 5感を通して実体験を積み重ねることを大切にしています。小麦粉や寒天などの感触遊びや箸ブロックや洗濯ばさみなどで指先を使った遊び、新聞紙や牛乳パックなどの素材遊びなどをしています。様々な経験の積み重ねが子どもたちの意欲に繋がっています。毎日の朝の集会で、3～5歳児はマラソンや体操を行い、基礎体力をつけています。年に2回体力測定、1月末にはマラソン大会を行うなど、毎日の積み重ねが大きなものになることを実体験しています。丈夫な体や最後までやり遂げる力を養っています。学年ごとの積み残しがないように「運動・造形・音楽などの積み上げていく活動」を作成し見直しも行っています。

**【評価機関情報】**

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	令和元年5月17日～令和2年1月24日
評価決定年月日	令和2年1月24日
評価調査者（役割）	0501C022（運営管理委員） 1301C025（専門職委員） 1701C006（運営管理委員）

## 【総評】

### ◆ 評価機関総合コメント

市の『公立保育所新再編整備計画』に沿って、西成区の公立保育所から、平成24年に別の法人に「民間委託」され契約期間が満了し、新たに平成30年度に市より「現状移管」を受け、今年度で開園2年目を迎え、第三者評価を初受審されました。10月実施の第2者評価（顧客評価）「保護者アンケート」結果は、回収率に少し課題はあるものの、保護者満足度は高いデータとなりました。4月より開始した第1者評価「評価基準に基づく自己評価」は、当初苦労されていましたが、園長・主任保育士は、創意工夫し、公立保育所、前法人、及び当法人の仕組みの良いところを組み合わせた組織的・体系的・計画的な仕組みを構築し、教育・保育の質の向上に役立てています。2019年10/1から開始された3～5歳児の保育料無償化により入園希望者は増大傾向にある一方、国難とも言える保育士不足の問題は深刻さを増しています。また、次年2020年度からは、文部科学省の定める小学校の「学習指導要領」も変わり、21年度からは中学校、22年度からは高校で新しい「学習指導要領」に沿った授業が始まり、教育改革も本格的に開始されます。子どもが初めて出会う学校とも言える保育園は時代の最先端にあり、保育士は社会の変化に最も敏感な人でなければなりません。今回、身に付けたPDCAマネジメント改善サークルの手法は、やがて大きく花開くと思います。これからも多忙な日々の教育・保育の実践の中にあっても、知識・技術・知恵の研鑽に励み、園の経営・運営管理の継続的な改善を期待致します。

#### 【 補足説明 】

「民間委託」とは、大阪市立保育所のまま、保育所運営業務のみ民間法人へ委託を行う手法。

「現状移管」とは、移管後、一定期間の使用が可能な保育所を対象とし、土地を有償（当初10年間は無償）で貸し付け、建物を現状のまま有償譲渡し、民間法人へ移管を行う手法。

## ◆ 特に評価の高い点

(1) 「**積み上げ計画**」 ⇒ 0～5歳までの積み上げ計画をもとに、『繋がる保育』が実践されています。年齢ごとに(運動・造形・遊び・音楽・歌・絵本など)と、内容を細かく分類することで分かりやすく、各年齢に応じて何が大切かを意識しやすいものになっています。また、計画が子どもに応じた内容になっているか、現場で実践に生かされているかなど「積み上げ担当」を配置し、振り返り見直しも行われています。『繋がる保育』が計画だけで終わらないように、園全体での取り組みをされています。

(2) 「**意向調査シート**」 ⇒ 年度の始めに、保護者に子どもへの思い(1年間で育てほしい姿)を3つ上げ、シートに記入してもらう意向調査を行っています。年2回の個人懇談では、「意向調査シート」を用いて、子どもの育ちについて意識の共有を行い、関わり方を確認し合う事で、子どもを共に育ていける環境をつくられています。

(3) 「**保育の質の向上**」 ⇒ 毎年、テーマを設定し園内研修を行っています。他のクラスの保育士に保育の内容を見てもらい、評価・振り返りをすると共に、身近な存在だからこそ気付ける点を出し合うことで、園内のスキルアップに努めています。また、職員個人としても、年度の始めに1年間の個人目標・研修目標を設定し、各自がスキルアップのために自己研鑽できるようにされています。園全体と個人からの両方向から「保育の質の向上」につながるような仕組みを丁寧に考えられ、積極的に取り組まれています。

(4) 『**マニュアル**』が**整理・整頓**されている ⇒ 各種『マニュアル』を保管している棚は、綺麗に整理・整頓されており、それぞれの『マニュアル』には、通し番号が附番されていて、行事のファイルは、実施時期順に配列されており、「マニュアル一覧表」でどんなマニュアルが園に在るのか、作成・改定時期が一目で分かるよう工夫されています。

(5) 園のKEY PERSONである園長、主任保育士は、昇格した1年目の管理職です。意欲に溢れ、PDCAマネジメント能力を兼ね備えた、伸び盛りにある有望な人財です。また、2名の栄養士も15年ぶりに改正された『食品衛生法』(公布:2018年6月 施行:2020年6月1日)によるHACCP(ハサップ)の考え方を取り入れた衛生管理を早々に取り入れるべく、積極的に対応しています。「今蔭く木の實 後の大木ぞ」となりますので、今後も研鑽に励みましょう。

## ◆ 改善を求められる点

評価基準 22番 II章-3-(1)-② 着眼点 ⑤ 外部監査は実施していません。

(参考) 会計監査人の設置義務法人の範囲 <当法人は収益20億円を超える規模迄、至っていません>

厚労省の平成28年10月21日実施 第5回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達  
令和元年・2年度 収益20億円を超える法人 又は 負債40億円を超える法人  
令和3年度 収益10億円を超える法人 又は 負債20億円を超える法人

## ◆ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今年度、第三者評価を受けるにあたり、前運営の法人の保育を踏襲しながら、現法人らしさも加えつつ整えていきました。マニュアルを使いやすいように整理したり、書類ばかりでなく一番大切なことは「子どもにとって安心できる居場所としての保育園」ということを職員で考えながらすすめていきました。園長、主任保育士とも就任1年目で、未熟ではありますが、今回受審することで課題が可視化され、中長期計画を基に課題に向かって取り組みを行っていきます。更に選ばれる保育園になるということ意識しながら職員一同、力を合わせていきたいと思ひます。

## ◆ 第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

### 第三者評価結果

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果																																																																								
I-1 理念・基本方針																																																																										
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。																																																																										
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a																																																																								
<p>理念、保育方針・保育目標を「入園のしおり」・「パンフレット」・ホームページに記載して、前年度末の職員会議で、「事業計画」と共に職員へ周知したり、毎朝の朝礼で唱和して暗唱しています。訪問調査1/16（木）の際に、職員一人ひとりの脳裏に、保育方針、保育目標が刻み込まれているか筆記テストを行い、確認しました。また保護者には、園見学や入園説明会で説明したり、誕生会後の園長との話し合いで説明し周知が図られています。その取り組みの結果、10月実施の保護者アンケートでも、高い認識率（79.2%）を示していました。</p> <p>アウトカム（outcome）評価 &lt; 園の取り組み結果・方法に対する評価 &gt;            評価基準1番 I-1-(1)-① ⑤理念や方針が保護者等への周知            2019年10月実施 保護者アンケート結果より 回収率 53/77 = 68.8 %            設問1 たちばな保育園 の 理念・方針をご存じですか？            回答 ⑤よく知っている6（11.3%） ④まあ知っている36（67.9%） ③どちらともいえない6 ②あまり知らない5（9.4%） ①まったく知らない ⑥未記入0</p> <p>（コメント）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>クラス</th> <th>⑤</th> <th>④</th> <th>③</th> <th>②</th> <th>①</th> <th>⑥</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>ひよこ組</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>りす組</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>あひる組</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>うさぎ組</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>4歳</td> <td>きりん組</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>5歳</td> <td>ぞう組</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>6</td> <td>36</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤よく知っている6（11.3%）+④まあ知っている36（67.9%）=42（79.2%）            *保護者の認識度は高いレベル ②あまり知らない5（9.4%）は改善したい</p>			年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑥	計	0歳	ひよこ組	0	3	0	2	0	0	5	1歳	りす組	2	4	0	1	0	0	7	2歳	あひる組	1	9	1	0	0	0	11	3歳	うさぎ組	0	6	1	0	0	0	7	4歳	きりん組	1	6	2	0	0	0	9	5歳	ぞう組	2	8	2	2	0	0	14	合 計		6	36	6	5	0	0	53
年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑥	計																																																																		
0歳	ひよこ組	0	3	0	2	0	0	5																																																																		
1歳	りす組	2	4	0	1	0	0	7																																																																		
2歳	あひる組	1	9	1	0	0	0	11																																																																		
3歳	うさぎ組	0	6	1	0	0	0	7																																																																		
4歳	きりん組	1	6	2	0	0	0	9																																																																		
5歳	ぞう組	2	8	2	2	0	0	14																																																																		
合 計		6	36	6	5	0	0	53																																																																		

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>（コメント）</p> <p>近畿社会福祉法人経営者協議会研修、私保連園長会、全国経営協からのメール、府社協からの情報提供（全保協ニュース）配信などで情報を得ています。また、区役所と連絡を取り合い、待機児童数を把握したり、市主催の「認定こども園に関する制度等説明会」11/29（火）PM18～に出席したり、『大阪市こども・子育て支援計画』（平成27年4/1～令和2年3/31 5年間）の内容を把握・分析したりしています。法人内園長・主任会で「月次報告書」やコスト分析を理事長に報告しています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>（コメント）</p> <p>経営課題は、①建物の老朽化等による経費負担、②収支バランスの改善、③地域のニーズを踏まえ、3歳児入園枠増となっており、改善に向け模索しています。</p>		



I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 a

(コメント)

「中長期計画」(2019.4.1作成)にて、①組織の充実と職員の資質向上(①人材育成、②教育・研修、③研修計画)、②サービスの充実(①待機児童、②ニーズ、③設備) ③地域のネットワーク(①小学校との連携、②地域貢献、③災害対策)に割り振り、年度毎に計画を作成し、実施状況の評価、見直しを行なっています。

2019年度の計画  
職場環境の見直し、第三者評価受審(初受審)、幼稚園免許更新4名、R保育園との連携等

2020年度の計画  
男性保育士増員、幼稚園免許更新1名、エアコン洗浄、大阪市の就学前教育カリキュラムの実践(平成31年3月改訂版)①0.1.2歳児の教育・保育の充実 ②安全教育や防災・減災教育等により、安全を守る力の育成 ③小学校教育への接続、授業参観 等

2021年度の計画  
看護師配置、園内研修の充実、0歳児1名増、離乳食講習会実施、門扉・園庭遊具の塗装替え

2022年度の計画  
第三者評価受審(第2回目)、3歳児保育室拡張工事、子育てセミナー開催 等

2023年度の計画  
認定こども園に移行、3歳児2名増、幼稚園免許更新1名 等

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 a

(コメント)

『平成31年度 事業計画』を詳しく作成し、職員一人ひとりに配付しています。

内容の一部抜粋：

(1) 組織の充実と職員の資質向上  
①人材育成：職場環境の見直し、②教育・研修：第三者評価受審(初受審)、③研修計画：キャリアアップ研修、スマイルサポーター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)養成、幼稚園免許更新4名

(2) サービスの充実  
①待機児童：R保育園との連携、②ニーズ：使用済みオムツを園で処分、ホームページ活用、③設備：点検、補修、床ワックス、高圧洗浄

(3) 地域のネットワーク  
①小学校との連携：保育体験、②地域貢献：近隣に積極的に声を掛け、関係強化 ③災害対策：災害時緊急引き渡しカード活用、備蓄の充実

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	『平成31年度 事業計画』は、日頃、職員会で話し合ってきた内容を園長、主任保育士が意見を集約、反映させ、組織的・計画的・体系的に作成し『マニュアル』のレベルに達しています。職員会議で、その事業計画を周知し読み合わせを行ったり、変更点や状況等を共通認識が持てるようにしています。また、年度途中の会議で見直しもしっかり行っています。	
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	保護者には「年度事業計画」や「重要事項説明」を入園時、懇談会等で資料を用いて説明しています。5歳児の保護者には、夏の個人懇談で「要録」について説明し、園オリジナルの「10の姿」（①乳幼児期には、②幼児期の終わりまでに育ってほしい姿）を配布して卒園までの保育や生活の目安としています。	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	<p>(1) 幼児教育・保育の質の向上に向けた取組として、組織的・体系的・計画的な毎年の園の運営管理に関する自己評価を行い、その自己評価結果を園内での閲覧が可能な体制としています。今年度、初めての第三者評価を受審し、その結果をWAMNET、園のHPによる公開を予定しています。</p> <p>(2) 第一者評価（自己評価）、第三者評価（子ども、保護者による評価）、第三者評価への取組み時の気づいた事の改善や、園内研修の充実、公開保育の実施等が、教育・保育の質の向上の向上に役立つと考えられています。</p>	
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	<p>「令和元年度 改善計画書」を作成し、課題を見える化し、当事者意識を持たせ、職員に割り振り、改善の取組を組織的・計画的・体系的に行っています。受審に取組む過程で多くの改善を実施されています。</p> <p>「令和元年度 改善計画書」の内容の一部抜粋：</p> <p>(1) 園庭に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①食育活動の一環として子どもたちと野菜の栽培を行う</li> <li>②砂場の砂の対策</li> <li>③園庭や砂場の清潔を保つ</li> <li>④遊具の安全点検実施時期の明確化</li> </ul> <p>(2) 保育に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「個別支援計画」の保護者による承認</li> <li>②言葉掛け、接し方をより丁寧にし、一人ひとりへの配慮</li> </ul> <p>(3) 玩具・絵本に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①落ち着いて遊べるコーナーを増やす</li> <li>②乳児、幼児ごとに絵本コーナーを作る</li> </ul>	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	(コメント) 園長の役割と責任を『平成31年度 事業計画』の「職務分担」に明記し、職員会議やクラス会議等で説明して周知しています。有事における役割と責任や不在時の権限委任等については、『安全管理マニュアル』にて明確化されています。	
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	(コメント) 理事長より、法令遵守、コンプライアンスの徹底求められており、園長は法人での園長主任会、私保連の園長会、研修会等に参加し、コンプライアンス（法令遵守）、社会的ルール、モラルの遵守を率先し学んで、「遵守すべき法令一覧表」を作成し、職員を指導しています。訪問調査 1/16（木）の際に、職員一人ひとりの脳裏に関係法令が刻み込まれているか筆記テストを行い、確認しました。 職員が回答した関係法令の一部抜粋： ①子ども・子育て支援法 ②児童福祉法 ③社会福祉法 ④個人情報保護法 ⑤労働基準法 ⑥労働安全衛生法 ⑦消防法 ⑧児童虐待の防止等に関する法律 ⑨食品衛生法 ⑩労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策法制化 公布 2019/6/5 施行2020年6月1日予定） 等	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント) 園長は「保育指導計画」を毎月添削し、アドバイスをしています。また、各クラスの様子を観察し、計画通りに実施しているか確認しています。公開保育などでそれぞれの保育を振り返ったり、基礎運動や発声トレーニング、運動・造形・音楽の積み上げも日常的に取り入れて自園らしさを構築しています。職員が自由に発言できる職場環境の構築に配慮したり、職員からの改善提案も積極的に取り入れています。	
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント) 園長は、「月次報告書」を作成し、法人内の園長、主任保育士会で報告し、他施設からの意見を参考に課題への対応を行っています。写真販売は職員の雑務軽減の為、ウェブで行ったりしています。クラス毎のUSBに基本データ（企画書やカリキュラム、クラス便り等）を入れ、業務の効率化を図っています。課題への対応を職員会議で周知し、「改善計画書」で各課題の担当を振り分け、職員に当事者意識を持たせ、改善の進捗状況を主任保育士と確認しています。	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 a

(コメント) 現状と必要な人員体制を確認しながら「人材育成計画」(令和元年12月)を基に進めています。無資格の短時間職員に対しては子ども支援員について情報提供を行い、資格取得希望者にはシフト調整や取得後の仕事について園長が説明しています。また、保育フェアに法人として参加し、採用活動を実施しています。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。 a

(コメント) 保育園の求める保育者像は、『平成31年度 事業計画』に明記し、園長が職員会議で説明しています。人事基準である「人事評価シート」に基づき、園長が職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価しています。また、「人事評価シート」を基に、園長が職員と1月に話し合いを行っています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 a

(コメント) 有給休暇の取得状況・消化率・時間外労働・疾病状況等を記録し把握しています。日頃から一人ひとりとコミュニケーションを図り、相談しやすい環境づくりに努めています。リフレッシュ休暇、時短勤務職員、短時間勤務の導入をしています。育児休暇取得中の職員もいます。時間外労働は行事の時など必要最小限にしています。また、大阪民間社会福祉事業従事者共済会に加入しています。秋には嘱託医に来園してもらい、職員の為のインフルエンザ予防接種を園負担で行っています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 a

(コメント) 年度の当初に、各人の個人別の研修計画書の「個人目標」欄を明記し、年度の間ぐらいに一人ひとり自己評価を行い、年度末に最終達成度の確認を行って、次年度につなげようとしています。P(Plan・計画策定)→D(Do・実行)→C(Check・評価)→A(Act・見直し)のサイクルを継続して実施することで、「個人目標」の質の向上を図っています。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 a

(コメント) 各人のキャリアや上記の個人の育成めに向けた目標に応じた個人別の一人ひとりの「研修計画書」を、キャリアアップを踏まえた研修と、個人の希望する研修の2本立てで作成し実施しています。年度の間ぐらいに実施状況を各人が自己評価を行い、年度末にも園長、主任保育士と共に確認をしています。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 a

(コメント) シフトや勤務状況を勘案して、大阪府、大阪市、私保連、社会福祉協議会等の園外研修への参加や園内研修を実施しています。幼稚園免許の更新も積極的に進めたり、栄養士も食品衛生法の改訂に伴うHACCP(ハサップ)研修受講や、無資格の短時間職員に対しては子ども支援員の情報提供も行っています。職員の各人別の研修受講履歴も分かる仕組みになっています。保育士、栄養士の専門職及び社会人として成長していくためには、積極的に園外研修に参加するよう促しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成については「実習生マニュアル」を基に体制を整備しています。実習生を受入れる際は、指導者に対する研修を主任保育士、又は副主任保育士が研修を実施する予定です。 (実習生受入実績：無し 実習生募集中)</p>	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

II-3 運営の透明性の確保

II-3(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	<p>法人・保育園のホームページや社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにて、コーポレート・ガバナンス（法人・保育所の内部統制、健全な経営、効率的な業務）のKEYとなる ①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守しようとされています。</p> <p>【法人・保育園HP、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムによる情報公開】</p> <p>2020年1月23日現在（社会福祉法改正に基づく以下の公開は確認しました）</p> <p>① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 役員報酬総額、⑥ 定款</p> <p>参照) WAMNET 社会福祉法人の財務諸表等、電子開示システム</p> <p><a href="http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do">http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do</a></p>	
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	<p>法人の『経理規程』が定まっております、職員に周知しています。W会計事務所、T社会保険労務士事務所による助言や法人の監事による内部監査も実施しています。 ただ、評価の着眼点 ⑤公認会計士等による外部監査の活用は行われていません。</p> <p>(参考) 会計監査人の設置義務法人の範囲 &lt;当法人は、収益20億円を超える規模迄、至っていませんので、会計監査人による外部監査は努力義務です&gt;</p> <p>厚労省の平成28年10月21日実施 第5回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達 より、 令和元年・2年度 収益20億円を超える法人 又は 負債40億円を超える法人 令和3年度 収益10億円を超える法人 又は 負債20億円を超える法人</p>	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	法人の理念に、「児童福祉法の理念に基づき乳幼児の保育および地域の育児支援を行ないます」と明記しています。活用できる社会資源や地域の情報については、近隣の公園、病院等のリストの一覧を作業し、職員に周知しています。また、区役所主催の「子どものつどい」に園の職員がボランティアとして参加し、地域の子育て中の親子をサポートしたり、散歩へ出かける際にも積極的に近隣の方に挨拶をしたり、地域の老人会と伝承遊びの会やクリスマス会で交流を持っています。	
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	『ボランティア受入れマニュアル』に、ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化し、職員会議等で職員にも周知しています。中学校の職場体験や小学校の体験学習を積極的に受け入れて学校教育への協力を行い、園長か主任保育士が事前にオリエンテーションを行い、子どもとの関わり方を伝え、振り返りも行われています。特に、園児への読み聞かせでは、お兄ちゃん・お姉ちゃん保育士の卵は、園児から慕われ、貴重な戦力ともなっています。乳幼児とふれ合うことで、子供への理解を深めるほか、命の大切さや人とのつながり、思いやりの心を養う機会となっています。また、仕事に取り組む達成感や生きがいや、喜びを覚え、将来の夢や目標を描く事が出来ています。生徒が赴く職場として、保育園は、良いなあと感じました。 (職場体験学習受入実績：2019年度 計9人・・・中学生4人・小学生5人 2018年度 計8人・・・2校の中学生8人)	

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	近隣の小学校、医療機関、自治会等のリストが在り、回覧や職員室に掲示して情報を共有しています。小学校の特別支援担当教諭と情報交換したり、毎月行われる要対協ケア会議（現在2校区）に参加し、参加できないときには電話連絡で連携をしています。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
(コメント)	毎月の園庭開放や、子育て中のママに「園と一緒に体験して学ぼう」という姿勢で体験保育を行ったり、赤ちゃんの駅（月曜～土曜、おむつ替え・授乳共に可）に登録し、地域の子育て世代を支援しています。また、昨年度開催された区役所主催の「子どものつどい」に参加しました。	
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	区役所主催の「子どものつどい」に参加したり、子どもの見守りをさせていただいている民生委員と連携し、地域の福祉ニーズの把握に努めています。また、スマイルサポーター（地域貢献支援員）3名（総研修時間：45時間受講）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）2名が園に在籍し、地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談を行い、関係機関と連携し、課題解決に向けて必要な支援を行っています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	『保育理念』に「個性を尊重」、「相手の存在を尊重」と明示し、朝礼で『保育理念』、『保育方針』、『保育目標』を唱和したり、園内掲示したりしています。また、月案、週案、個別指導計画に反映し、子どもを尊重した保育を実践したり、「事業計画」にも記載し、園内研修を行って理解を深めたり様々な工夫がされています。	
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	『子どもへの姿勢』、『保護者への姿勢』、『虐待マニュアル』(R1.12月改訂)を整備し、園内が乳児の生活の場にふさわしい家庭的な環境とし、また、子どものプライバシーを守れるようトイレ、着替えや身体計測時等は、カーテンやすだれで外から見えない様、工夫しています。不適切な事案が発生した場合の対応方法は、『叱るときやっちはいけない10カ条』、『子どもへの姿勢』に明示されています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	区役所にも資料があり、「パンフレット」・「園のしおり」・「重要事項説明書」・保育園のホームページに詳細な分かりやすい情報を記載し、利用希望の保護者に対して保育園選択に必要な情報を積極的に提供しています。	
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園説明会で「重要事項説明書」を配付し、パワーポイントを用いて分かりやすく説明し、「重要事項説明同意書」・「個人情報使用同意書」にサインをもらっています。外国籍の保護者へは、個別に手紙を作成したり、丁寧に説明するようにしています。保育内容の変更時は、「重要事項説明書」等を変更し、変更箇所を対比し園内掲示もされる仕組みとなっています。	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	入園・退園の手順を明記した『入園・退園マニュアル』があります。園長、主任保育士が窓口となり、元担任等へつなぎ、相談を受け付ける仕組みとなっている事を記載した、卒園式ご案内の手紙を配布しています。誕生会や卒園式でも伝えています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

日々の保育の中で子どもの様子から満足度を把握したり、送迎時やクラス懇談会、個人懇談で保護者の満足度を把握しようとしています。2019年10月実施の保護者アンケートは、68.8%の回収率（回収53件/配付77件）で、5点満点の保護者満足度調査では、園平均4.4の高い値を示していました。

【 保護者が感じている たちばな保育園の魅力 アンケートの生の声 】

- (コメント)
- ① どの先生も子供の名前を憶えてくれていて、すれ違う時は必ず声を掛けて下さる。園全体で子供を見守って下さっている。愛想が良い先生が多い。
  - ② 先生が優しくアットホームな方ばかりだなと思います。
  - ③ 保育士、職員全員明るく元気で笑顔。嫌な先生が一人もいない。
  - ④ 園庭も小さいこじんまりした保育園ですが、ほのぼのしていて、少人数の良さがある。
  - ⑤ ECC教室があり、英語に触れる機会がある。
  - ⑥ 保護者への負担がほぼない。（精神的にも、経済的にも）
  - ⑦ （他の園のように）園の都合で給食が無い、園都合の休日もほとんどない、絵本の強制購入といった納得のいかないような事が無い。安心。
  - ⑧ 給食のメニューは、色々な食材を使用して作って頂いているのですごく良いと思います。給食は美味しい。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

(コメント)

苦情解決の仕組みとして、苦情受付責任者は園長、受付者は主任保育士、第三者委員2名を設置し、連絡先も明記しています。その苦情解決の仕組みは、園内掲示したり、「重要事項説明書」に記載したりして、保護者の目に触れやすくしています。また、苦情、要望記入カードを設置しています。苦情や要望をマイナスに取るのではなく、良くなるための材料として、次へつなげるように会議等で職員に伝えています。2019年10月実施の無記名形式での保護者アンケートの項目にも「保育園への要望」の欄を設け、声を集めました。

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

(コメント)

苦情解決の方法を事務所前に掲示し、相談窓口を主任保育士とクラス担任にしています。また、事務所に相談スペースを設置し、プライバシーを守ることができる環境で、相談や意見を伝えやすいよう配慮しています。



36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	『苦情解決マニュアル』(R1.4月改訂)を整備し、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順を決め、職員に周知しています。お迎えの時、子どもの日常の様子を伝え、コミュニケーションを取る様に心掛け、保護者が意見や相談を切り出しやすい関係作りに努めています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	リスクの種類別に責任・役割を明確にした管理体制があり、『安全対策/危機管理マニュアル』(H30.4月改訂)、『事故発生防止関係マニュアル』(H30.4月改訂)、『プールマニュアル』(R1.7月改訂)等を整備し、職員研修を実施しています。保育園内の怪我で病院で念のため診断を受ける場合は、「事故報告書」を記載し、再発防止策を実施しています。保育園で気になる事があった時やメディアを通じて事例を集め、危険源への感性を高めたり、未然防止策を行うため、「インシデント・アクシデント報告」を記載しています。園内の遊具は、毎月「安全点検チェックリスト」にて点検を行っています。	
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	園長、主任保育士、乳児リーダーと幼児リーダーが連携を取って、管理体制を構築しています。厚労省『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年)』や『感染症/健康管理(こどもの保健冊子)』(R1.4月改訂)があり、職員に研修を実施しています。幼児クラスでは猛暑時を除き、毎朝、外で集会をし、体操をする等健康に関する取組みを行っています。年明け頃から1・2歳児も参加しています。	
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	<p>10年以内に30%の発生確率とされている南海トラフ大地震や台風・豪雨への減災対策は、大阪市のハザードマップから、津波・浸水被災を想定し、窓ガラスに飛散防止シートを貼ったり、指定避難場所の小中学校と総合避難訓練を行っています。保護者にはホームページで確認することや災害伝言ダイヤルの使い方を知らせています。職員は携帯電話の連絡網があります。このような備えが、昨年2018年6月18日朝7時58分頃に発生した大阪府北部地震(Mマグニチュード 6.1:大阪市震度5強)の減災に役立っていました。「備蓄リスト」には、水や食料(日常的に使うものを循環させるローリング・ストック法)、オムツ等を記載しています。</p> <p>園舎の概要:鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、延床面積 529.78㎡、平成2年4月新築、平成15年度ブロック塀等改修工事、平成27年度各所改修工事、耐震診断実施済・新耐震基準適合</p>	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	<p>子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示された『乳児保育マニュアル』(R1.12月改訂)、『保育マニュアル』(R1.12月改訂)が作成されており、新年度会議など必要に応じて指導されています。内容に関しては、子どもの状況に応じて対応し、園長・主任保育士が定期的に確認されています。</p>	
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	<p>標準的な実施方法を記載した各種『マニュアル』は、1年に1度見直し改善されています。見直しの際は、「全体的な計画」も照らし合わせながら、職員会議での意見や、保護者からの意見(行事アンケート結果等)を反映するようにされています。また、各種『マニュアル』を保管している棚は、綺麗に整理・整頓されており、それぞれの『マニュアル』には、通し番号が附番されていて、行事のファイルは、実施時期順に配列され、「マニュアル一覧表」でどんなマニュアルが園に在るのか、作成・改定時期が一目で分かりやすく工夫し、標準化されています。</p>	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	<p>子ども一人ひとりに配慮された「個別指導計画」や、全体的な計画に沿った「指導計画」が立案されていて、実施されている事を園長・主任保育士が確認すると共に、指導を行い評価・分析もされています。必要に応じて、関係機関や関係職員との連携をとり、協議も行っている。また、年齢に応じた「積み上げ計画」を立案されており、0~5歳までの『繋がる保育』に役立っています。「積み上げ担当」を配置することで、年に数回の「積み上げ会議」において、各年齢の成長の確認も行っています。</p>	
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	<p>保護者の思いを記入する「意向調査シート」を年度の始めに提出してもらい、一人ひとりの保護者の意見を確認しています。その内容や、職員会議での意見を元に定期的な評価・見直しが行われている。また、園長・主任保育士がその都度確認し、課題を明確にすること、改善点をわかりやすくすることで、次の計画作成に生かすようにしているなどPDCAの改善サイクルが機能しています。</p>	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	<p>「児童票」、「個人記録」を作成し記録されています。記録に関して、月案や週案・原簿など書き方の統一性をもたせるための『記録要領』を作成されており、各職員に応じてバラつきがないようにされています。また、共有方法に関しては、毎朝の朝礼や月2回の会議で状況を確認し合うなど連携が取れる体制が整えられています。</p>	
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	<p>『個人情報マニュアル』(R1.4月改訂)に、個人情報や守秘義務に関して明記されています。入園・進級時には、保護者へ個人情報保護についての説明も行い、同意書のサインももらっています。園内の個人情報の管理は担任・主任保育士が行い、職員への理解度の確認として、新年度会議等で周知・研修が行なわれています。また、職員に対して園内の個人情報の持ち出し禁止も明記されてる事を確認しました。</p>	

# 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程（全体的な計画）の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程（全体的な計画）を編成している。	a
	(コメント) 「全体的な計画」は、『保育所保育指針』や『就学前教育カリキュラム』に基づいて編成されており、年齢ごとの発達を基本とし、地域の特性や園の特徴も盛り込まれています。全職員に「全体的な計画」を配布し、前期・後期毎にカリキュラムを見直し記入してもらうなど、意見を反映できるよう工夫し、会議において評価・反省を行うことで次年度の編成にもつなげています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	(コメント) 室温は適正温度に設定されていて、遊び毎にコーナーを分け、畳やマットなど子どもたちがくつろいだり落ち着いて過ごせるスペースを作っています。週に1度各クラスの清掃環境や安全点検を行い、「環境安全担当者」が、園全体の点検も行うなど細やかな配慮と環境の整備が行われています。	
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	(コメント) 子どもたちのペースに合わせてゆっくり話を聞く、表情や態度から気持ちをくみとり受けとめるなど状況に応じた対応を心がけ、子どもたち一人ひとりを尊重し関わっています。どのような場面においても、肯定的な言葉を使うように意識し、わかりやすく端的にかつ丁寧に伝えるようにしています。	
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	(コメント) 「月案」や「個別指導計画」を作成し、子どもたち一人ひとりに合わせた言葉掛けやさりげない援助など、子どもたちの主体性を尊重するようにしています。戸外だけでなく室内でも運動遊びを行える環境を用意し、静と動をうまく取り入れるような工夫をされています。	
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	(コメント) 子どもたちが好きな遊びを選んで楽しめるように、コーナーを作ったり、自由に絵を描いたり、製作できる環境や楽器遊びをと入れるなど年齢に応じた工夫がされています。幼児クラスでは、グループを作り当番活動をすることで、友だちと協力して一つのものを作り上げるような経験ができています。また、昔ながらの遊びを教えてもらう「伝承遊びの会」という機会も設けていて、地域の方との触れ合いも行っています。	
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 0歳児保育では、人との愛着関係を最も大切に考え、できる限り同じ担任保育士が生活面において関わり、子どもたちとの愛着関係が築けるようにされています。離乳食の進め方や、子どもの成長を、「連絡ノート」や送迎時に保護者の方と伝え合うなど家庭との連携も大切にされています。	

A⑦	A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	子どもの「自分で」という自我の芽生えに寄り添った関わりや言葉掛けを心がけた保育がなされています。また、子ども同士の関わりを繋げたり、トラブルの際には子どもの気持ちを受け止めながら保育士が仲介に入るなど、子どもの成長に応じた配慮をされています。	
A⑧	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	子ども達の興味関心のある活動や、友達と一緒に遊べる玩具や空間を用意したり集団遊びなどを取り入れている。活動の様子を写真とコメントを添えて掲示することで、子どもの育ちをわかりやすく伝えるような工夫をされています。	
A⑨	A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	子どもに応じて落ち着けるスペース作りをしたり、子ども同士の関わりが持てるよう保育士が必要に応じて仲立ちをしています。毎月の「個別支援計画」や一週間ごとの個別のねらいを作成し、発達や特性に合わせた遊びや活動の計画を立てています。毎月の「個別支援計画」をもとに保護者との面談も行い、日々の様子も細やかに伝え合うよう配慮されています。	
A⑩	A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	長時間保育を行う上で、ゆったりと過ごせるスペースや、遊びの内容によって環境を用意するなど、子どもの様子に応じて落ち着いて過ごせるような配慮をしています。職員間での引き継ぎは「長時間ボード」に子どもの連絡事項を細かく記入する事で、担任以外でも一人ひとりの子どもの様子や、保護者への連絡事項を把握できるようにされています。	
A⑪	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	(コメント)	就学前の小学校の先生に来園してもらい、子どもの様子についての引き継ぎをしたり、見学へ行くなどの連携を行っています。保護者に対しては「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を配布し、個人懇談の中で就学に向けての話をする等、見通しが持てるような機会を設けています。	
A-1-(3) 健康管理			
A⑫	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	(コメント)	「保健年間計画」があり、健診や保健指導が実施されています。取り組み内容は、掲示や「保健だより」で伝えています。SIDS（シズ：Sudden Infant Death Syndrome 乳幼児突然死症候群）に関しては、職員に対して園内研修を行ない、保護者へは「園のしおり」に記載することで周知しています。  【 健康・保健面での取り組み 】  「保健年間計画」に基づき、取り組みを行っている。保健担当職員が3か月ごとにその季節に合わせた保健便りを作成し、保護者に向けた発信を行っている。歯磨き指導（6月、1月）や手洗いうがい指導（5月、11月）、視力測定（4・5歳児）も行っている。視力測定結果も保護者に知らせ、視力低下が早期に分かり、眼鏡をかけることになった子どもいる。嘔吐処理の園内研修をしたり、救命士による心肺蘇生法やAED（エー・イー・ディ：Automated External Defibrillator 自動体外式除細動器）の使い方の指導も受けている。感染症が発生したときは掲示や手紙配布をし、広がりを防ぐために様々な取り組みを行っている。	

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	内科健診は年に2回、歯科健診は年に1回行われ、結果は保護者に伝え、必要に応じて口頭で説明し受診を促しています。2～5歳児を対象に、手洗いうがい指導、歯磨き指導を実施しています。	
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』(H31.3月改訂)に基づき、主治医の「指示書」のもと、アレルギー食の対応を行っています。アレルギー検査を年に一度依頼し、変更があればその都度対応しています。毎月献立でアレルギーチェックを行い、栄養士、担任、保護者と確認し合い、園長が最終確認を行っています。除去するものに色や形などできる限り似た物で代用しています。幼児クラスでは子どもたちにもアレルギー児の食事が異なる理由を説明するようにしています。	
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	<p>「食育計画」・「菜園計画」があり、年齢に応じて実施しています。菜園活動や毎月クッキングの活動を通して、食を身近に感じ「食べる」ということが楽しく感じられるような工夫がされています。誕生会の日には、保護者にも食育に対して関心を持ってもらえるよう、誕生児の保護者への試食会を行ったり、そのアンケートをとることで「食育計画」にも生かされています。</p> <p style="text-align: center;"><b>【 栄養士による食育の取り組み 】</b></p> <p>年齢に合わせた食育を毎月全クラスで行っています。乳児クラスでは季節の野菜に触れたり簡単な工程を行います。  幼児クラスでは、ピーラーや包丁を使って当日給食に使う野菜の下処理をしています。旬の野菜や行事食、バイキング形式の給食も取り入れています。5歳児は1月に米研ぎ、2月には買い物へ行きカレーを作ります。自分たちで作ったものはいつも以上に美味しく、生きる力となります。外部の栄養士による教室にも参加しています。  毎月の誕生会では誕生児の保護者を招待して給食を食べてアンケートに答えてもらい参考にしています。</p>	
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	<p>『保育所における食事の提供ガイドライン』(H24.3月改訂)、『食育推進基本計画』(H30.3月改訂)を基に、旬の食材を用いた献立や季節の行事に合わせた献立を提供しています。食事中に2名の栄養士が各クラスの様子を見に行ったり、土曜日は子どもたちと一緒に食事をしています。『大量調理施設衛生管理マニュアル』(H29.6月改訂)に基づき、厨房の衛生管理を行い、「衛生管理表」、「健康チェック表」を記録し、食中毒の発生を防ぐ為、毎月検便を実施し、検査報告書をファイルにまとめています。厨房で使用しているT社製の中心温度計の校正状態を確認しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>【 改訂された食品衛生法（公布2018年6月13日 2020年6月1日施行 猶予期間1年 全面施行：2021年6月）HACCP（ハサップ）への対応 】</b></p> <p>2名の栄養士は、昨年2019年より、HACCP（Hazard 危害 Analysis 分析 Critical 重要 Control 管理）講習会に参加し、今年2020年からは、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書」（医療・福祉施設を対象とするセントラルキッチン）や「小規模な一般飲食店 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」を学んで、着々と準備を進めています。</p>	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	(コメント) 「連絡ノート」や、クラスごとの「1日の様子」を記入する事で、家庭との連携を図っています。2カ月おきの「クラスだより」の配布や、参観・懇談・行事後アンケートなども利用して、子どもの様子について保護者と情報共有をされています。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	(コメント) 送迎時に保護者とコミュニケーションをとり、信頼関係を築いています。個人懇談や日々の関わりに加え、相談窓口やスマイルサポーター（地域貢献支援員）3名、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）2名による支援体制も整え、相談にも応じられるように配慮されています。	
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	(コメント) 『虐待マニュアル』（R1.12月改訂）に基づき、年に一度職員への研修やマニュアルの見直しも行なっています。毎朝の健康観察や子ども・保護者の様子から、心身の状態や家庭での養育の状況について確認しています。変化があった場合は、園長に報告し、記録を残し、必要な際は関係機関との相互連絡、職員間でも情報の共有を行っています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
	(コメント) 年に一度、自己評価を行ない、園長が確認しています。日・月・期毎の振り返りを行うことで意識の向上にも努めています。年度の始めに職員全員が、1年間の個人目標と研修計画を立て一人ひとりがスキルアップを達成できるような取り組みも行われています。また、園全体のスキルアップのために、クラス毎の公開保育をするなど園内研修を行なっていて、職員個人と園全体と両方向からのレベルアップに努めておられます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A㉑	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	(コメント) 「事業計画」に職員による子どもへの体罰禁止を明記しています。会議において、「事業計画」の読み合わせや体罰や威嚇等が行われないよう援助技術についての話し合い等を行い周知徹底されています。	

## 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

調査対象者	たちばな保育園をご利用中の保護者
調査対象者数	77 世帯 ( 回収 53件 回収率 68.8% )
調査方法	無記名アンケート形式による調査 (2019年10月実施)

### 保護者へのアンケートの結果(概要)

2019年10月実施の保護者アンケートは、68.8%の回収率(回収53件/配付77件)で、5点満点の保護者満足度調査では、園平均4.4の高い値を示していました。  
 (クラス別 0歳児 ひよこ組 4.4点、1歳児 りす組 4.1点、2歳児 あひる組 4.5点、3歳児 うさぎ組 4.7点、4歳児 きりん組 4.3点、5歳児 ぞう組 4.5点)

アンケート項目1番 保育園の保育方針、保育目標をご存じですか？

回答 ⑤よく知っている6(11.3%) ④まあ知っている36(67.9%) ③どちらともいえない6(11.3%) ②あまり知らない5(9.4%) ①まったく知らない0 ⑥未記入0

年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑥	計
0歳	ひよこ組	0	3	0	2	0	0	5
1歳	りす組	2	4	0	1	0	0	7
2歳	あひる組	1	9	1	0	0	0	11
3歳	うさぎ組	0	6	1	0	0	0	7
4歳	きりん組	1	6	2	0	0	0	9
5歳	ぞう組	2	8	2	2	0	0	14
合計		6	36	6	5	0	0	53

⑤ よく知っている 6(11.3%) + ④ まあ知っている 36(67.9%)

= 合わせて 42 ( 79.2% ) 保護者の認識度は、高いレベルです

ただ、②あまり知らない5(9.4%)は改善したい。

### 【 保護者が感じている たちばな保育園の魅力 生の声 】

- ① どの先生も子供の名前を憶えてくれていて、すれ違う時は必ず声を掛けて下さる。園全体で子供を見守って下さっている。愛想が良い先生が多い。
- ② 先生が凄くアットホームな方ばかりだなと思います。
- ③ 保育士、職員全員明るく元気で笑顔。嫌な先生が一人もない。
- ④ 園庭も小さいこじんまりした保育園ですが、ほのぼのしていて、少人数の良さがある。
- ⑤ ECC教室があり、英語に触れる機会がある。
- ⑥ 保護者への負担がほぼない。(精神的にも、経済的にも)
- ⑦ (他の園のように)園の都合で給食が無い、園都合の休日もほとんどない、絵本の強制購入といった納得のいかないような事が無い。安心。
- ⑧ 給食のメニューは、色々な食材を使用して作って頂いているのですごく良いと思います。給食は美味しい。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等